

# 横浜市立大学医学部共用機器等管理運営要綱

制 定 令和5年4月1日

## (目的)

第1条 本要綱は、横浜市立大学医学部共用機器等管理運営規程（以下「規程」という。）第9条に基づき、共用機器・共用利用区画の管理、運営及び利用に関して必要な事項を定めるものとする。

## (共用機器の管理運営)

第2条 医学部共用機器管理委員会にて所管する共用機器は、原則として共用利用区画に設置するものとする。なお、当該共用機器を適正に管理するため特定の教室又は領域（以下「特定教室」という。）内への設置が望ましい場合は、管理委員会における審議の上、共用性を確保した設置環境である場合に限り、特定教室内への設置を認める。

- 2 全ての共用機器は機器共用促進支援システム（以下「SimpRent」という。）へ登録しなければならない。
- 3 共用機器の利用予約管理は、原則として、SimpRentにて実施する。なお、機器管理責任者が管理運用上必要と判断する場合は、台帳等による利用予約を併用することができる。

## (共用機器の廃棄、譲渡)

第3条 規程第5条第5号に基づく当該共用機器の利用状況により、利用実績が少なく共用性が低いと判断された共用機器については、管理委員会における審議上、廃棄又は特定教室へ譲渡することができる。

- 2 管理委員会の審議に基づき共用機器の廃棄が承認された場合、当該廃棄に係る経費は共用機器の予算から支出する。
- 3 廃棄が決定した共用機器について、引取を希望する者（以下「譲受者」という。）がいた場合はそれを妨げない。なお、譲受者は医学群所属教員から募集するものとする。
- 4 前項に基づき譲受者へ共用機器を譲渡する場合、移設等に係る経費は、原則として譲受者が負担し、引取後の保守修繕費用、廃棄等にかかる経費も同様とする。
- 5 第1項により、特定教室への譲渡が決まったにもかかわらず、当該教室内の実験スペースの整備が整っておらず直ちに譲渡することが困難な場合に限り、最大1年間、共用利用区画に留め置きをすることができる。ただし、その場合は、譲渡者は規程第6条の2に定めるところに従い所定の手続きと、利用料を負担するものとする。
- 6 前項の利用期間の更新・延長は認めない。

## (共用利用区画の占有利用)

第4条 共用利用区画の占有利用料は8,000円/m<sup>2</sup>とする。なお、当該利用料については、共用利用区画・共用機器等の管理・運営・維持に係る予算状況を鑑み、管理委員会の審査、承認のうえ改訂することができる。

- 2 共用利用区画の占用利用可能期間は、原則2年とする。
- 3 前項の占用利用は更新又は延長することができる。この場合の手続きは、規程第6条の2の定めるところにより行うものとする。

#### 附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。